

アメリカ法務事情 (11) リティグーションホールド

今朝、2020年のオリンピック開催が東京に決まったというニュースを聞いて日本を出発し、アメリカ行きの飛行機の中で、この記事を書いています。というわけでもないのですが、仕事で知り合った McKenna Long & Aldridge 法律事務所から、先週、米国での訴訟におけるEディスカバリ（Eメールなどの電磁的記録に関する証拠収集手続）に関し、日本企業にかかわる事件において注意すべき決定が出されたとの情報を得ましたので、今回は、この点をご紹介します。

1. アメリカのEディスカバリ

アメリカのディスカバリについては、これまでも紹介してきました。訴訟が提起された後、当事者は、互いに相手方が有する証拠を収集するために、①当事者への質問（Interrogatory）、②陳述録取（Deposition）、③関連する書面の提出（Request for Production of Document）といった手続を行います。このうちの③の一部で、2005年に導入されたEディスカバリという手続があります。相手当事者の要求に従って提出する書面が、Eメールなどの電磁的な記録にまで範囲が拡大されたものです。

このEディスカバリによって、米国での訴訟はますます費用がかかるものとなってしまいました。訴訟を起こされる側だけでなく訴訟を起こす側も、訴訟を意識し始めた時から、Eメールなどを削除してしまわないよう十分な注意を払わなければならなくなったのです。間違ってEメールを消してしまっても、それが関連しそうなメールであれば、これにより相手当事者の立証活動を妨げたとして、その当事者に不利になる心証をとるよう陪審に支持されたり、訴訟当事者とその代理人弁護士は、弁護士費用を含め相手方の訴訟費用の負担を命じられたり、故意の削除であれば司法妨害の罪として刑事訴追の対象となる可能性すらあるのです。

したがって、原告側は訴訟を意識した時から、被告側は訴訟提起の通知などを受け取った時から、訴訟（リティグーション）ホールドといって、Eメールだけでなく、他のコンピュータデータも消してしまわないだけでなく、消去していないということを後で証明できるような態勢を取ることが肝要です。

日本でも民事訴訟法には文書提出命令の制度がありますが、いくつかの例外（Privilege）を除き関係しそうな文書を書類でもコンピュータデータでもすべて提出しないといけない米国の制度と異なり、提出を求める側が提出して欲しい文書を特定し、提出を命じて欲しいと裁判所に申し出なければならず、また公務文書や私的利用文書などといった様々な例外により、なかなか相手方から証拠を得るのは簡単ではありません。

2. 新しい裁判例

この決定は、2013年8月15日に南ニューヨークの連邦地裁で出されたもので、日本企業の子会社が米国である企業をM&Aで買収したのち、買収会社の元の社長に対し、同社長を解任し訴訟を起こすことを通知したうえで訴訟提起をした、という事件に関するものです。元社長側は、このEディスカバリによって、同人や関係者のEメールの提出を求めてきましたが、その会社では、訴訟提起の通知を送ってから数か月後にこれらのEメールを削除していたため、そのことを裁判所に明らかにしたところ、元社長側は陪審員にこの点を会社側に不利に判定するよう裁判所が示唆すべきとし、また証拠隠滅にあたることを主張しました。ディスカバリを担当していた簡易裁判所の判事（magistrate judge）は、元社長側がこれらのEメールが消されたことで訴訟に影響が出たことを示せていないとして、会社側に制裁を科すことはしないとの判断を示しました。しかし、その上訴審では、連邦民事規則37条に従い証拠隠滅の制裁を課すとの判断を示し、その判断基準を示したのです。すなわち、①証拠を掌握する当事者が証拠を廃棄する時点で証拠の保存義務があること、②証拠を廃棄した当事者に（過失も含む）有責性のあること、③廃棄された証拠が訴訟に関係していたはずであること、この3つの事情がそろった場合に、証拠隠滅にあたるとしたのです。

①の点については、訴訟が予想されたときにその証拠の保存義務が生じるとし、②については、訴訟を予測しながら、関係する個人に数か月も保存義務を告げる措置を講じなかったことを以て、重大な過失があるとししました。また③の点についても、故意また重大な過失で書類、データが廃棄された時には、これらの書類、データには関連性があるとされるとし、当該事件では、廃棄されたメールが重要な従業員のものであったことを以て、関連性は十分であるとししました。

この決定からは、訴訟が予見された時点では、関係部署にすべてメールやデータの廃棄を禁じるような措置を講じなければならず、また、機械的なミスによる廃棄でもなければ、書類、データを廃棄してしまった場合に、証拠隠滅の制裁を免れなくなってしまうようです。

3. 改正の動き

Eディスカバリについては、米国においても、費用が掛かりすぎるなどの問題点が指摘され、また上述の制裁も、その適用基準が明らかでないとして改正案が出されていますが、この決定で、判事は、この改正案も批判しています。訴訟を起こす側も起こされる側も、Eメールなどの保管に十分な配慮が必要となります。

筆者 弁護士法人苗村法律事務所 代表弁護士 苗村博子

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。